

松江市総合事業住民主体サービス立ち上げ支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市総合事業住民主体サービス立ち上げ支援補助金については、松江市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年松江市告示第434号。以下「実施要綱」という。）に定める訪問型サービスB及び通所型サービスBの実施を予定している団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「介護予防・日常生活支援総合事業」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第1号及び第2号に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱で使用する用語は、実施要綱で使用する用語の例による。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助対象者の範囲、補助金の交付対象である事務又は事業の内容、補助金の交付対象経費、補助金の率又は額及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市総合事業住民主体サービス立ち上げ支援補助金
補助金交付の目的	松江市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスB（住民主体等による支援）及び通所型サービスB（住民主体等による支援）の実施を予定している団体が事業を立ち上げる際に必要な費用を助成することにより、住民の支え合いによる地域づくりの構築を図ることを目的とする。
補助対象者の範囲	補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する団体で、訪問型サービスB又は通所型サービスBを実施する団体として登録した団体とする。 (1) 町内会、自治会及びその組織内の団体 (2) 地区社会福祉協議会に所属する団体 (3) 松江市市民活動センター指定団体設置要綱（令和2年12月 日市民部長決裁）第2条第2号に規定する加入団体 (4) 特定非営利活動法人

	(5) ボランティア団体及び住民のボランティア活動を支援する団体 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める団体
補助金の交付対象である事務又は事業の内容	実施要綱に定める訪問型サービス B 及び通所型サービス B
補助金の交付対象経費	補助金の交付対象となる経費は、事業開始年度中に支出した事業の立ち上げに係る経費（事業開始を円滑に行うために、やむを得ず前年度に支出せざるを得ないと市長が認めるものについてはこの限りではない。）であって、事業開始日の前後 3 か月に以内支出した経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。ただし、当該経費のうち、松江市その他の団体から補助金を受けているものについては、補助金の交付対象外とする。 (1) 事務用品及び介護予防に資する備品等事業実施に当たり必要な物品の購入費用 (2) 印刷製本費 (3) 広告宣伝費 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費
補助金の率又は額	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率又は額とする。ただし、事業開始年度の 1 回を限度とする。 (1) 訪問型サービス B 補助対象経費の 10 分の 10 の額とし、5 万円を上限とする。 (2) 通所型サービス B 補助対象経費の 10 分の 10 の額とし、10 万円を上限とする。
終期	令和 5 年 3 月 31 日

(交付の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申請書(別記様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費一覧
- (2) サービス実施団体登録通知書の写し

(実績報告)

第 5 条 規則第 12 条の規定による実績報告書は、補助事業が完了した日から 30 日を経過した

日又は翌年度の4月15日のいずれか早い日までに次の書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費一覧
- (2) 領収書の写し等補助対象経費の支払状況が確認できるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。